

第2日目（3月3日）

○議 長（小澤 実君） こんにちは。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、塩川裕紀君から家事都合のため欠席、病院事業管理者から公務のため早退の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午後1時15分]

○議 長 これより、特別会計及び事業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るよう、お願いいたします。大綱質疑からあまりに逸脱した場合は発言を制限することもありますので、あらかじめご配慮、ご了承をお願いいたします。

○議 長 日程第1、第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、こんにちは。それでは、第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

ことしの1月に示されました本算定では、国民健康保険事業費の納付金が前年度比で10.9%の大幅な増加となりましたが、令和2年度につきましては、新潟県が示した標準保険税率を参考にして収支見込額を推計したところ、現行税率での運営が可能であると判断しております。

歳入では、国民健康保険税は前年度比517万円増の11億170万円を、また、県支出金は、前年度比1億6,035万円増の39億6,280万円を計上いたしました。

歳出では、保険給付費は前年度比1億2,749万円増の38億8,333万円を計上し、国民健康保険事業費納付金は県の算定に基づき、前年度比1億4,191万円増の15億1,965万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を前年度比3億1,500万円、率にして5.9%増の56億6,100万円としたいものであります。

概要につきましては市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計当初予算案の概要につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付をしております第7号議案から第14号議案、資料1、令和2年度当初予算（案）の概要に基づきまして説明をさせていただきます。この資料の8ページをごらんくだ

さい。(1) 国民健康保険特別会計であります。

上の段、歳入、1 款国民健康保険税であります。本年度予算額 11 億 170 万円で、前年度比 517 万円の増となっております。うち、一般の現年分が 1,168 万円の増、一般の滞納繰越分が 299 万円の減となっております。一般被保険者は、283 人減の 1 万 2,148 人と見込んでおります。保険税率は据え置きとしておりますので、単純計算では保険税収入も減少するところでありまして、平成 30 年度、令和元年度の収納率が向上していることを加味しまして、現年度分につきましては若干の増を見込んでおります。滞納繰越分は、滞納者数の減少と滞納処分の進展によりまして、滞納繰越額の減少に伴います減であります。退職被保険者は、制度終了に伴いまして令和元年度末でゼロ人ということになります。現年度分は、過年度の所得更正見込み分として 57 万円を計上するにとどめ、350 万円の減となっております。

その下の下、3 款であります。国庫支出金 432 万円は、マイナンバーを用いたオンライン資格確認等に係るシステム改修関係の補助金でありまして、令和元年度に実施予定分であったものを次年度に持ち越して、改めて国から交付されることになっております。実施経費の精査によりまして、409 万円の減となっております。

その下、4 款県支出金、1 億 6,035 万円増の 39 億 6,280 万円であります。保険給付費等交付金が大幅な増となっておりますけれども、これは県の医療費推計に基づき計上した普通交付金が 1 億 3,045 万円の増となっております。特別交付金が、結核・精神の医療費に基づいて算定される分の増などで、2,990 万円の増となっております。

その下の下、6 款繰入金、1 億 7,002 万円増の 5 億 7,618 万円。保険基盤安定繰入金は、被保険者の減などによりまして 345 万円の減。支払準備基金繰入金が 1 億 7,399 万円の増。歳出 3 款国民健康保険事業費納付金が 1 億 4,938 万円、10.9%の大幅な増額となったことに伴いまして、歳入の不足分を支払準備基金から繰り入れをするものであります。増額の理由については歳出でご説明申し上げますけれども、この取り崩しによりまして、令和 2 年度末の基金の残高——この資料の 12 ページにございますけれども——約 6,000 万円ということになります。

その下、繰越金であります。1,499 万円の減。赤字にはならないという見込みでありますけれども、明確な繰越額が把握できませんでしたので、目出しの 1,000 円の計上であります。

8 款諸収入は 87 万円の減額。国民健康保険税の延滞金について、これまでの実績から 60 万円減の 800 万円、特定健康診査等の自己負担金が対象者の減少などから、33 万円の減となっております。

括弧書きであります。連合会支出金、国民健康保険団体連合会によりまして保健事業の補助金として例年 59 万円ほどを計上してございましたけれども、同様な補助事業を国においても実施しているということから、令和 2 年度以降、これを国の事業に切りかえるということにしました。同じことをやるのですけれども出どころが違ってくるということで、ほぼ同額の 57 万円が、歳入 4 款県支出金の特別交付金で交付されるということになっております。

下の段、歳出であります。1款総務費は、303万円減の1億2,280万円の計上で、職員給与費が職員手当の増などで73万円の増。一般管理費がシステム改修委託料の減などで367万円の減となっております。

その下、2款保険給付費、1億2,749万円増の38億8,333万円の計上であります。一般被保険者療養給付費が1億1,343万円の増。3.5%の大幅な増となっておりますけれども、これは県の医療費推計に基づいた推計値でありまして、過去5年間の実績値により算出をしますけれども、南魚沼市におきましては、医療再編の影響で平成28年度から急激に1人当たり医療費が上昇したということから、この部分が算定式に大きく影響しまして推計値が大きくなっております。

現実の保険給付費を見ますと、被保険者の減少もありまして、平成30年度決算と令和元年度の決算見込みを比べても、若干の伸びにとどまっております。そのぐらいの金額で令和2年度も収まるのではないかなというふうに思っております。

退職被保険者等療養給付費が970万円の減。被保険者がゼロ人となることから資格更正に伴います過年度さかのぼり給付分を27万円見込んでおります。一般被保険者高額療養費が2,857万円の増。これも県の推計値によります、増であります。出産育児一時金が546万円の減。13件、給付の減を見込みまして20件で計上しております。

その下、3款国民健康保険事業費納付金、1億4,938万円増の15億1,965万円の計上であります。10.9%の大幅な増となっておりますけれども、要因となりますのは、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の3つが過年度精算になっていた。これが前々年度精算でありますので、2年間は市町村単位で精算が行われていた。令和3年度、3年目からは都道府県単位に移行をするという違いでありまして、旧制度においては前年度精算の合算額で交付されていたものが、概算額は平成30年度以降、県単位で負担をされていたと。この2年間だけ、徳儀的に精算が行われていたわけでありまして、南魚沼市におきましては、精算額が平成30年度においてはマイナス1億8,259万円、令和元年度においてはマイナス2億648万円。非常に大きなマイナス要因となっております。これが国民健康保険事業費納付金を大きく押し下げる要因となっておりますけれども、令和2年度以降、県単位で一括精算されるということになりますので、県の分も確かに下がるのでありますけれども、それを超えて南魚沼市の分のマイナス分が大きく減殺されるということになりました。この分が非常に大きく上昇した原因であります。

したがって、このような大きな上昇といえますのは、令和2年度に限ったことでありまして、令和3年度以降は緩やかな上昇になるものと考えられます。しかし、マイナス要因がこれからなくなったということで、15億円という非常に高い値段——高どまったままで、今後、推移をするということになりますので、令和2年度の予算につきましては支払準備基金で補填ができましたけれども、令和3年度以降につきましては、これはやはり保険税率の改定も視野に入れて検討していかなければならないというふうに考えております。

その下、4款保健事業費は、39万円の増で5,774万円の計上であります。特定健康診査等

事業費で 53 万円の増。特定健診の受診対象者数は、前年度比 265 人減の 9,379 人でありま
す。特定健診委託料の増などによりまして増額となっております。医療費通知事業が 61 万円
の減。医療費の通知を年 2 回から年 1 回としたことによりまして減であります。健康増進事業
が 43 万円の増。令和 2 年度から健康ポイント事業を実施するということになっておりまし
て、これに要しますポイント還元の報奨品等の経費 42 万円を新規に計上しております。

その下の下、7 款であります。7 款諸支出金は 4,899 万円増の 6,370 万円。過年度国県補
助金等返還金に 4,900 万円を計上しております。平成 29 年度分で国から交付を受けておりま
した療養給付費等負担金の返還金であります。これは旧制度の負担金でありますけれども、
令和元年 11 月に実施されました会計検査によりまして、この算定に計算誤りがあったとい
うことが指摘されました。新年度予算で国に返還をするということでございます。これは単純
な計算ミス——マイナスとプラスの入力の間違いでございまして、今後このような誤りがな
いように詳細に点検をしてみたいと思っております。

その下、8 款予備費は、823 万円減の 1,359 万円を計上しました。国民健康保険事業費納付
金の 1%程度ということで計上をしております。

歳入歳出の合計で 56 億 6,100 万円、前年度比 3 億 1,500 万円の増であります。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それでは、第 8 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に
対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

被保険者数 1 万 2,148 人と見込んで編成された予算であります。保険税限度額が合計で 3
万円引き上げられ 99 万円になりました。また、負担軽減対象者は、2 割軽減が 1 万円引き上
げられ 52 万円、5 割軽減が 5,000 円引き上げられ 28 万 5,000 円と対象者の拡大が図られて
いる。負担軽減のための準備基金からの繰り入れは、1 億 7,400 万円としている。保険給付
費は、3.4%の増で 38 億 8,333 万円と 1 億 2,749 万円増で予算が組まれました。

そこで、2 点お伺いします。1、現行税率をもとに保険税率を算出したが、支払準備基金
が 6,000 万円を割った予算を組まざるを得ないという、こういう状況をどのように考えてい
るのか。

2 つ目が、申告所得の減少が予測される中で、短期被保険者証、被保険者資格証明書の保
険税滞納者対策はどうなのか。

以上 2 点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、大綱質疑にお答えしてまいります。2 点です。今ほど、市民生
活部長の概要説明でも申し上げたとおりですが、まず、1 つ目の支払準備基金が 6,000 万円
を割った予算を組まざるを得ない状況をどう考えるかということであります。皆さんお手元
の資料の 12 ページでしょうか、こちらのほうに記載されております。概要説明でも申し上げ

たところですが、支払準備基金から1億7,400万円を繰り入れなければならなかった理由というのが、国民健康保険事業費納付金——これは県への上納金という言葉が悪いかどうか、そういう形です。これが1億5,000万円も一気に上昇したということによります。これは異常事態ということではないと考えております。平成30年度、令和元年度と旧制度における前々年度の精算額が結果としてマイナスだったため、この2年間で大幅な黒字決算となってきたということも理由にあるわけでありまして、大きな階段を一步踏み上がったという状況にこれからなるわけですが、毎年度このような増額が続くということではないとも考えています。とはいえ、今後はマイナス要因がなくなるということで、先ほど説明もしましたが、これまでのように余裕を持った予算組みはなかなかできないのではないかとこのふうには考えております。

令和元年度の決算見込みにおいても、今回予算計上はできておりませんが、7,000万円ほどの黒字になる見込みであります。令和2年度の保険税率は据え置くことができました。しかし、この間、南魚沼市の1人当たりの保険給付費は上昇を続けております。給付金算定における医療費シェアの値が上がることで、納付金——上納金といいますか——の額も上昇しています。反面、被保険者数は減少しているという状況でありますので、保険税収入は減少しておりまして、歳入歳出の乖離幅というのが、およそ1億円というふうに考えられます。あわせてましてですが、令和3年度においては、所得計算における基礎控除額が10万円引き上げられるということになっております。営業収入それから農業収入を主たる収入としている国民健康保険の被保険者の皆さんについては、一律に課税所得が10万円減少するということになるかと思っております。これは全ての保険者において発生する問題でありますけれども、これらを含めて令和3年度以降の保険税率については、先ほどもお話をさせていただいたとおり、引き上げも視野に入れて慎重に検討していかざるを得ないというふうに考えているところであります。

被保険者の高齢化、あと医療の高度化、大変これらのことが伴っておりまして、1人当たりの医療費が上昇していくということは、避けられない現実だと考えております。少しでもその上昇を抑えるべくさまざまな健康増進事業、また保健事業、それぞれ医療費の適正化の推進に取り組んでいきたいと考えているところであります。

2つ目のご質問の所得申告の滞納の問題であります。これが予想されるということで、減少がですね。この中で短期被保険者証、被保険者資格証明書のこういう対策はどうなるのだということではありますが、まずはもうおわかりのことですけれども、1等米の比率がこれほど低下をしてしまっている。これは収入減ということに直結しています。異常少雪、今ほどの新型コロナウイルス、これらの経済の停滞というのは、これはもう本当に現実のものとなると思います。国民健康保険税の課税所得に対しても大きな影響を及ぼすであろうと、これは予測しています。新年度予算では若干の税収増を見込んで予算を組み立てているわけでありまして。しかしながら、今ほど申し上げたとおりのようなことは、避けられない現実として今、突きつけられております。なので、必要であれば、やはり年度の途中で大幅なそういう見直

しをせざるを得ないのではないかというふうにも、正直、思っているところであります。

所得の減少に対しては、2割、5割、7割の減免の制度がありますが、この制度によっても間に合わないと、大変悪いことも想像しておかなければいけません。こういうことになった場合、例えば急激な困窮、資金繰りの枯渇などに対して、これは非常に現実味を帯びてきています。これらは税務担当の職員のみならず、市全体でさまざまな支援の手を差し伸べる必要があるものと考えているところであります。

短期被保険者証、被保険者資格証明書の発行につきましては、これは不公平感等の生じないように、一定のルールに基づいて判断をしていますが、一時的な困窮等を原因とした滞納等については、今後の解消見込み等も含めて速やかに細やかに納税の相談をしていくこと、これに尽きるのではないかと考えております。何といたっても早期に、滞納額が膨らんでいかなないように相談をしていただくこと、これを市民の皆さんに呼びかけていき、注意を払っていきたいと考えているところであります。市民の生活を第一義に考えて、市民に寄り添った滞納の対策になるよう、これは注意を払っていかなければならないというふうに考えているところであります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第8号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 ここで暫時休憩といたします。

〔午後1時37分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時47分〕

○議 長 日程第2、第9号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第9号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療の保険料率は、新潟県後期高齢者医療広域連合におきまして、2年ごとに見直しが行われています。令和2年度、令和3年度の保険料率につきましては、2月24日に開催された広域連合議会において、前回に引き続き引き上げを行うことが議決されています。均等割額で4万400円、所得割率で7.84%であります。

これに伴いまして、歳入では、保険料を前年度比2,632万円増の4億4,362万円、繰入金は、前年度比879万円増の1億4,300万円を計上しました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比3,701万円増の5億7,551万円を

計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比で3,300万円、率にして5.9%増の5億9,400万円としたいものであります。

概要につきましては、市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第8号議案と同じく、第7号議案から第14号議案、資料1に基づきまして、後期高齢者医療特別会計の概要説明を申し上げます。

資料の9ページになります。上の段、歳入であります。1款保険料は、2,632万円増の4億4,362万円。市長が申しあげましたとおり、平成30年度に続いて2度目の保険料率の引き上げが行われます。均等割額が3,500円上げて4万400円。所得割率が0.44%の引き上げで7.84%となります。

改定後の保険料率、これは全国比較をしてみたいのですけれども、まだほかの後期高齢者医療広域連合がどういう動きをするかちょっとわかっておりませんので、簡単に比較ができませんのですけれども、まだまだ下ほうから何番目というぐらいの数字であります。一番低いところのグループにおります。被保険者数は、前年度より236人減の9,480人と見込んでおります。賦課限度額は62万円から64万円に引き上げられること、また、平成29年度から実施されております軽減特例の段階的廃止につきましても、保険料収入の増加の原因となっております。

その下の下、3款繰入金であります。879万円増の1億4,300万円。保険基盤安定繰入金が1,069万円の増。人件費、事務費は189万円の減であります。保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を軽減した分を一般会計から補填するものでありまして、制度改正によりまして、軽減対象者の範囲が拡大されることとあわせて、保険料率が引き上げられるということで、軽減額も増加をするということでございます。

その下、5款諸収入、211万円の減となっておりますけれども、広域連合負担分が、派遣職員に係る給与等の減額により減となっております。

続きまして、その下の段、歳出であります。1款総務費、職員給与費が390万円の減。先ほど申しあげました派遣職員の給与費等の減のほか、本庁舎職員給与を今まで2人分見ておりましたのですが、会計の都合でしかありませんけれども、都合上、1人分に減らしたということによる減でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、3,701万円増の5億7,551万円であります。保険料収納分、延滞金分、保険基盤安定負担金分の合計額を計上したものであります。歳入で申しあげました理由により、大幅な増額となっております。

3款、4款は前年度同額であります。歳入歳出の総額で3,300万円増の5億9,400万円の計上であります。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第9号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第3、第10号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第10号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度であります。計画に沿った事業を進めるとともに、増大する介護費用を抑制するため、引き続き、各種の介護予防事業などに取り組んでまいりたいと思っております。また、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築に引き続き、取り組んでいきたいと考えております。

歳入では、第1号被保険者の保険料や、保険給付費等に対する国、県、南魚沼市のルールに基づく補助金、負担金及び繰入金などを計上しています。また、介護給付費準備基金から繰り入れを行い、保険料の増額抑制に充てております。

歳出では、令和元年度の給付実績を踏まえながら、第7期介護保険事業計画に基づく各種サービスの事業費を計上しています。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比で7,300万円、率にして1.1%増の67億4,900万円としたいものであります。

概要につきましても、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、決定いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、介護保険特別会計予算概要説明を申し上げます。資料1、令和2年度当初予算（案）の概要10ページをお開きください。

それでは、上の表、歳入になります。1款保険料は、第1号被保険者の介護保険料ですが、前年度比0.6%、915万円減の14億249万円を計上いたしました。第7期介護保険事業計画で定めた基準月額6,351円を基本として、被保険者数については、前年度比250人増の1万8,524人で算定いたしましたが、低所得者保険料軽減が所得段階の第1段階から第3段階まで拡大されたことにより、微減額となっております。

収納率は、普通徴収分では平成30年度実績を参考に95.1%、滞納繰越分も平成30年度実績を参考に31.1%で見込みました。その結果、現年度特別徴収保険料は480万円の減、現年

度普通徴収保険料は418万円の減、滞納繰越分は17万円減の計上となっております。

次に、2款分担金及び負担金です。湯沢町との共同設置によります、介護認定審査会運営費の湯沢町負担分ですが、介護認定審査会の運営費に令和2年度負担割合を乗じて算出し、前年度比10%、53万円増の585万円を計上しました。

3款使用料及び手数料は、事業所の指定更新件数の減を見込み、6万円減の15万円を計上いたしました。

4款国庫支出金は、前年度比0.6%、969万円増の16億336万円を計上しました。法定率により介護給付費の25%は国の負担分となっており、このうち国庫負担金の介護給付費負担金は、サービスの種別により給付費の15%または20%が交付されます。歳出2款保険給付費に連動しており、前年度とほぼ同額の11億4,613万円を計上いたしました。

また、国庫補助金のうち調整交付金は、国の負担率25%の中の5%相当額が配分されるものです。市町村の後期高齢者の割合ですとか、所得段階別割合により交付率が決定されるため、前年度の見込みに基づき5.97%で計算し、前年度より0.3%、116万円の減となりました。地域支援事業交付金は、日常生活支援事業分及び包括的支援事業分で、事業費の増により、それぞれ44万円の増、146万円の増で、全体的には2.7%、190万円増の7,342万円の計上であります。保険者機能強化推進交付金は、財政的インセンティブとして平成30年度から始まった国の交付金で、国からの交付金予定額が早い段階で通知されることとなったため、当初予算に計上いたしました。

5款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬基金から交付されるものであります。介護給付費分が第7期計画から27%となっており、それに基づき算出し、0.2%、322万円の増。地域支援事業分としまして1.5%、47万円増となり、全体では、前年度比0.2%、370万円増の17億2,821万円の計上であります。

6款県支出金は、前年度比0.5%、470万円増の9億3,195万円を計上いたしました。このうち、介護給付費負担金は、サービスの種別によりまして施設分以外の給付費が12.5%、施設分は17.5%が交付されますが、国庫負担金と同様に歳出の2款保険給付費に連動する形で、0.4%、374万円増の8億9,524万円で計上いたしました。また、地域支援事業に対する交付金は、国庫支出金と同様に、日常生活支援事業分及び包括的支援事業分で、それぞれ22万円増と73万円の増で、全体的には2.7%、95万円増の3,671万円の計上であります。

7款の財産収入は、前年度と同様、介護給付費準備基金利子の目出し計上であります。

8款の繰入金は、前年度比6.2%、6,254万円増の10億7,167万円の計上です。このうち介護給付費に対する一般会計繰入金は、法定の率12.5%相当額の7億8,514万円の計上であります。人件費に対する繰入金は、人事異動に伴う人件費の増で、前年度比2.0%、208万円増の1億530万円の計上であります。事務費に対する繰入金は、認定調査員の増員による事務費の増で、前年度比5.9%、328万円増の5,939万円の計上であります。

低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者対策に伴う保険料軽減に係る国、県、市負担金の一般会計介護保険対策費からの繰入金で、低所得者の保険料軽減が所得段階の第1段階から

第3段階まで拡大されたことによりまして、前年度比4,866万円、大幅増の5,348万円の計上であります。なお、介護給付費準備基金からの繰入金は、前年度比24.3%、612万円増の3,127万円を計上いたしました。

9款繰越金は、前年度同様、目出し計上になります。

10款諸収入は、食の自立支援事業、水中運動教室などの地域支援事業の実費徴収金を主な内容としまして、前年度より24.4%、103万円増の528万円の計上であります。

続いて、下の表、歳出になります。1款総務費は、介護保険課の職員のうち11人分の人件費、事務費、介護認定審査会運営費などの費用を計上しておりますが、前年度比3.6%、594万円増の1億7,062万円の計上です。うち、介護認定審査会費の人件費、認定調査費の任用職員に係る人件費が主な増となっております。

2款保険給付費は、前年度比0.2%、1,196万円増の62億8,116万円を計上いたしました。この保険給付費は、介護保険事業の93%を占め、各種の介護サービス及び介護予防サービスの提供に伴い、支出する額であります。令和元年度の給付見込み額、処遇改善影響額、消費税影響額の見込みにより算定した結果、微増となりました。

地域密着型介護サービス給付費は、前年度比3.4%、4,146万円の減。施設介護サービス給付費が2.1%、4,508万円の増。居宅介護サービス計画給付費が1.9%、551万円の減。介護予防サービス給付費は5.4%、355万円の増。高額介護サービス費は8.7%、826万円の増額計上であります。

3款地域支援事業費は、前年度比2.8%、642万円増の2億3,832万円を計上いたしました。訪問型サービスは前年度比12.9%、171万円の減。生活支援サービス費は、食の自立支援事業費の増を見込み68.6%、165万円の増。介護予防ケアマネジメント事業費は8.6%、313万円の増。介護予防事業費は、職員の人事異動に伴う人件費の減により27.3%、253万円の減。その他事業費は、成年後見制度利用助成費、食の自立支援事業費等の増を見込み35.5%、343万円の増であります。

4款諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金で、前年度と同額の計上であります。

5款基金積立金は、収支の調整分としまして5,348万円の計上になります。

6款予備費は、前年度と同額の400万円の計上でございます。

概要説明は、以上になります。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それでは、第10号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

高齢者人口が1万8,000人を超え、高齢化率も33%へと上昇を続けている。介護認定者数は3,590人を超え、こちらも上昇を続けている。今回の予算では、保険給付費は0.2%増の62億8,116万円、地域支援事業費も2.8%増の2億3,832万円で組まれた予算であります。介護認定に至らないように予防に努めることが最重要と認識した予算であるが、小規模多機

能部門を初めとした、人材確保が叫ばれて久しい現状打破に妙案が見つからないのが現状であります。介護保険事業も第7期の最終年を迎え、第8期に向けた調査が行われる年でもあります。そこで、2点について伺います。

1、介護予防に向けた取り組みと介護度改善サービス事業所への支援はどうなるのか。

2点目が、第8期に向けた調査の方法はどうなるのか。

以上であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、お答えしていきたいと思えます。まずはこの2点です。介護予防に向けた取り組み。また、介護度改善サービス事業所の支援をどうするかということでもあります。

まず、1番のほうから答えます。介護予防については、主に要支援の方を対象としました通所型サービスまた訪問型サービス、栄養状態の改善また安否確認も目的としている配食サービス、これは食の自立支援事業、これらを引き続き実施していきたいと考えています。65歳以上の方はどなたでも参加ができる、一般介護予防事業も引き続き実施をしたいと考えています。また、これらに加えて、専門職にある人たちだけの手を借りない筋力づくりサポートやサポーターの皆さん、またふれあいサロンのような住民ボランティアによります体操教室など、通いの場というのも実施をさせてもらいたいと考えておりまして、参加者のみでなく主催者の方の介護予防にも役立てていきたいと考えています。今回、ずっと話が出ている健康ポイント制度とか、こういったものもこういうところに加味されていくべきだとか、それも含めてやっていくのだという思いであります。

2つ目の、介護度改善サービス事業所への支援ということですが、現行では介護サービスの質の評価として、介護予防の取り組みが介護報酬の加算として算定できるような仕組みになっています。したがって、市としては、現行の介護報酬以外に関して、サービス事業所への支援は今のところ考えていないということでもあります。支援策については、今後、国の動向なども注視をしてみたいと考えているところであります。

第8期南魚沼市介護保険事業計画策定に向けた調査の方法、2つ目の項目であります。第8期の南魚沼市介護保険事業計画の策定に向けて、これから申し上げる4つの調査を実施する予定であります。まず、1つ目、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査。この調査は既に実は実施済みでありまして、令和元年11月29日から昨年暮れの12月27日までの調査期間を設けて行っていました。

調査目的は、要介護状態になる前の高齢者の皆さんについて、リスクの発生状況、またリスクに影響を与える日常生活の状況を把握して、課題を特定したいというものであります。調査項目、調査対象者は、自治体間で比較をするために国の方針で基本的に全国一律というような調査の形になっています。

介護認定がない65歳以上の人、総合事業対象者、それから要支援1及び要支援2の人を市内全域で無作為で抽出してアンケートを行ったということでもあります。このアンケートの発

送は1,500件、回収件数が1,108件、回収率は73.87%でした。これは国のマニュアルをずっと超えておりまして、回収率も目標としていた70%を超えているということで、大変ありがたいと思っています。

2つ目の調査ですけれども、これが在宅介護実態調査。この調査も既に実は実施済みであります。先ほどの1番目の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と同様に、昨年11月末から12月27日までですが、調査期間を設けて行いました。2つ目の調査の目的は、在宅介護の限界点の把握、そして家族の介護を理由に離職することをなくすために、どのようなサービスを利用している場合に、介護者の不安、負担が軽減されているか。そして、介護離職をせずに就業できているかなどを分析するために行ったものであります。

調査の対象者というのが、在宅の要支援1から要介護5の人。それから、その人を主に介護している人のうち、市内全域で無作為で抽出して行ったものです。発送件数が1,000件、回収件数は756件、回収率が75.6%でありました。目標の回収率を超えております。

3つ目の調査であります。これが介護従事者実態調査——介護人材の実態調査です。平成29年度と平成30年度に、市内の介護サービス事業所における実態把握のため調査が行われました。平成29年度、平成30年度の調査では、それぞれ平成29年度が132人、平成30年度は158人の介護事業従事者が不足をしているという結果になりました。議場でも前にお話ししていると思います。介護サービスに対するニーズがますます高まるものと見込まれておりまして、介護現場における人材確保が大きな課題になっております。このことを踏まえて、来年度早期に市内全事業所に対して実態調査を実施したいと考えておりまして、これをもって第8期の計画策定に活用していきたいと考えています。事業者数は97事業者であります。

4つ目の調査、これが最後であります。介護サービスの実態主体となる法人に対して行う施設整備意向調査です。この調査は、ご存じのとおり、事業計画の策定年度に毎回行っています。来年度の早期にこれを実施させていただき、それぞれ法人の意向、また実際のニーズなどについて、南魚沼市高齢者福祉・介護保険事業計画検討委員会の中で検討を行いまして、第8期介護保険事業計画における介護サービス基盤整備計画に活用していきたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第10号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第4、第11号議案 令和2年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第11号議案 令和2年度南魚沼市城内診療所特別会計予算につ

きまして、提案理由を申し上げます。

城内診療所については、所長を中心として非常勤の医師からのご協力のもと、無床の診療所として外来診療のみを行っています。令和2年度につきましても、地域に必要なかかりつけの医療機関として、安心・安全な医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

予算につきましては、歳入では、前年度実績及び年間の診療日数、これらに基づきまして、外来収入を前年度比 3.3%減の 4,338 万円、健診や予防接種など、その他の診療収入を前年度比 5.0%増の 980 万円と見込んでいます。

歳出では、診療所の運営経費について、総務費を前年度とほぼ同額の 9,401 万円。医業費は実績をもとに不用額を減額しまして、前年度比 12.6%減の 698 万円といたしました。

なお、収入見込みによって支出に不足する額 4,700 万円については、一般会計から繰り入れることとしております。

以上により、歳入歳出予算総額を前年度より 100 万円、率にして 1.0%減の 1 億 200 万円としたいものであります。

概要につきましては福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、城内診療所特別会計予算概要説明を申し上げます。資料 1、令和2年度当初予算（案）の概要の 11 ページをお願いいたします。

まず、歳入になります。1 款診療収入は、前年度比 1.8%、100 万円減の 5,319 万円を計上いたしました。外来収入は、外来診療日数を 267 日といたしまして、患者数を 1 日当たり 26 人、昨年同数とし、年間 6,942 人で見込みました。診療日の減によりまして 3.3%、146 万円の減額計上となっております。

その他の診療収入としましては、前年度実績に基づき、健康診断収入及び諸検査等収入として 410 万円、及び高齢者のインフルエンザ予防接種料等をその他収入としまして 569 万円を計上し、前年度比 46 万円の増額と見込みました。

2 款使用料及び手数料は、健康診断書及び主治医意見書等の作成手数料で、実績に基づく見込みによりまして、前年度と同額の 41 万円の計上であります。

3 款財産収入の 91 万円は、南魚沼市社会福祉協議会への施設の一部貸し付けによる財産貸付収入で、前年度と同額であります。

4 款繰入金は、歳入歳出の不足分に対する一般会計からの繰り入れですが、前年度と同額の 4,700 万円の計上です。

5 款繰越金は、目出し計上です。

6 款諸収入 48 万円は、社会福祉協議会への施設の貸し付けに伴う、光熱水費の負担金収入が主な内容で、前年度同額の計上であります。

下の表、歳出をお願いいたします。1 款総務費は、診療所の運営に係る正職員、医療職の

臨時及び非常勤職員の人件費、及び施設管理に要する経費で、前年度ほぼ同額の 9,401 万円を計上いたしました。診療日数の減となったことから、非常勤医師等の報酬の減がありますが、会計年度任用職員への期末手当等の皆増があります。

委託料につきましては、施設管理委託料の見直しや建物定期検査の皆減などがあり、94 万円の減の計上でございますが、総務費全体では、前年度とほぼ同額の計上となりました。

2 款医業費は、医療用機械の管理、借り上げ、購入等と医薬材料費に係るものです。前年度実績に基づき、医療用機械器具費を前年度比 40 万円減の 358 万円、医療用衛生材料費を前年度比 60 万円減の 340 万円とし、医業費全体では、前年度比 100 万円減の 698 万円の計上があります。

3 款諸支出金は、還付金、繰出金とも目出し計上です。

4 款予備費は、前年度と同額の 100 万円を計上いたしました。

以上、概要説明になります。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

大綱質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 11 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 5、第 12 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 12 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 2 年度予算は、業務予定量を給水件数では 2 万 3,900 件、給水人口では 5 万 4,490 人、年間総給水量では 599 万 8,000 立方メートル、1 日平均給水量では 1 万 6,433 立方メートル、主要な建設改良事業で 8 億 2,768 万円と見込み、編成をしました。

収益的収入及び支出については、収入で申し上げますと、営業収益 16 億 1,256 万円、営業外収益で 3 億 3,873 万円など、収入合計は前年度比で 9.8%減の 19 億 5,129 万円を計上しています。

支出では、営業費用として、施設管理費や事務費などで 16 億 8,796 万円、営業外費用として企業債利息、また消費税など 2 億 1,803 万円を計上し、支出合計では前年度比で 4.1%減の 19 億 1,750 万円を計上しております。収益的収支差し引きでは、税込みで 3,379 万円の純利益を見込んでおります。

資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債や一般会計出資金など、前年度比 4.8%減の 6 億 4,599 万円を計上しています。支出では、建設改良費で 8 億 3,163 万円、企業

償還金が10億8,839万円など、前年度比3.9%増の19億2,602万円を計上しています。収入が支出に不足する額12億8,003万円は、損益勘定留保資金等で補填することとして調整をしております。

主な事業としては、老朽管及び老朽施設の改築、更新、また非常用水源の整備及び国庫補助事業として病院や指定避難所などへの重要給水施設への配水管耐震化事業、これを引き続き実施することとしています。また、今後は基準内の一般会計繰入金が大きく減少しまして、経営悪化が見込まれるということから、なお一層の経営合理化に取り組んでいくというふうにしております。

概要につきましては上下水道部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第12号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計予算の概要についてご説明申し上げます。

初めに業務予定量についてご説明いたします。1ページをごらんください。業務予定量につきましては、令和元年度決算見込みから、給水件数は前年度と同じく2万3,900件、給水人口は前年度比2.1%減の5万4,490人、年間総給水量は、前年度比2.9%減の599万8,000立方メートル、1日平均給水量は、前年度比2.7%減の1万6,433立方メートルを見込み、予算編成を行っています。

新設改良費では、老朽管及び老朽施設の改築、更新、非常用水源の整備及び災害時のリスク回避のため、重要給水施設への配水管耐震化事業に引き続き取り組むこととし、前年度比25.5%増の8億2,768万円を計上いたしました。

次に実施計画についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんください。初めに収益的収支につきまして、収入では、営業収益では先ほどの説明のとおり、年間給水量で2.9%減少しているものの、給水件数が前年と同件数が見込めることから、料金収入で前年度比0.7%減の15億9,123万円の計上とし、営業外収益では、高料金対策や水源開発等の基準内繰入の皆減により他会計補助金が大きく減額したことにより、前年度比31.3%減の3億3,873万円の計上となりました。収入合計では、前年度比9.8%減の19億5,129万円を見込みました。

次に支出では、営業費用は、浄水場の設備点検委託料の減などにより、原水及び浄水費が7.4%の減。配水及び給水費が送・配水管の修繕費の減などにより12.0%の減。受託工事費は消火栓の新設・移設工事費を資本的支出に振りかえたことから54.2%の減などにより、営業費用合計で、前年度比3.8%減の16億8,796万円を計上いたしました。営業外費用は、利息の減などで前年度比7.1%減の2億1,803万円を計上し、支出合計では、前年度比4.1%減の19億1,750万円を計上いたしました。収益的収支では、税込みで3,379万円の純利益を見込んでおります。

次に資本的収支につきましては、収入では、企業債は、資本費平準化債の減により前年度比 18.1%減の 5 億 310 万円。他会計出資金は、水源開発事業等の過去の大型事業の元利償還分の基準内繰入が終了したことにより、前年度比 77.7%減の 474 万円。負担金 390 万円は、消火栓の新設・移設に伴う一般会計からの負担分で、前年度収益的収入の受託工事収益からの振りかえで皆増となっております。補償金は、水道管の移設補償料などで八箇峠道路などの道路改良による移設補償費が大きく伸びたため、前年度比 316.0%増の 1 億 2,190 万円。補助金は、指定避難所等への重要配水管の耐震化事業に対する生活基盤施設耐震化等交付金で、前年同額の 1,100 万円。収入合計では、前年度比 4.8%減の 6 億 4,599 万円を見込みました。

次に支出では、新設改良費として配水管布設・更新事業費に前年度比 12.8%増の 4 億 650 万円。重要給水施設への配水管耐震化事業として前年同額の 5,000 万円。非常用水源整備事業に前年度比 76.2%増の 1 億 3,300 万円。新規事業として上田配水池建設事業に 1 億 1,000 万円などの事業費を計上し、新設改良費合計では、前年度比 25.5%増の 8 億 2,768 万円を計上いたしました。

一方、企業債償還金は、償還が順調に進んでいることから、前年度比 8.1%減の 10 億 8,839 万円の計上となりました。国庫補助金返還金は、重要給水施設配水管事業に伴う生活基盤施設耐震化等交付金の消費税相当額の返還金で、皆増となっております。支出合計では、前年度比 3.9%増の 19 億 2,602 万円を計上いたしました。

収入が支出に不足する額 12 億 8,003 万円は、損益勘定留保資金等で補填し調整いたしました。

次に経営状況について説明申し上げます。8 ページをごらんください。令和 2 年度キャッシュ・フロー計算書ですが、業務活動によるキャッシュ・フローでは 8 億 8,817 万円のプラスを見込み、投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産取得による支出の増などにより 6 億 3,335 万円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還などにより 5 億 8,054 万円のマイナスを見込み、差し引き 3 億 2,572 万円の資金減少を見込みました。これにより、令和 2 年度末の資金残高は 20 億 8,850 万円を見込んでおります。

次に 23 ページをごらんください。令和元年度予定損益計算書ですが、本業である営業収支では営業費用が営業収益を上回る状態が続いており、当年度は 1 億 9,721 万円の営業損失となる見込みです。営業外収支では 1 億 6,428 万円の黒字を見込みましたが、営業損失との差し引きである経常収支は 3,292 万円の損失となる見込みです。収支全体では、固定資産売却益と退職給付引当金の戻入益による特別利益 4,415 万円を見込んでいることから、令和元年度末では 1,100 万円の純利益を見込んでおり、令和元年度末処分利益剰余金は 19 億 2,985 万円となる見込みです。

概要説明は以上でございます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第12号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

貸借対照表によると現金預金は3億2,572万円減ると。債務残高は5億8,529万円減っても、まだ83億9,948万円となる見込みであります。損益計算書について、3点伺うものであります。

1番目が、営業収益と営業費用の差で、損失1億9,721万円であります。浄水場の2系列を1系列にしても稼働率が上がるだけで、有収率の向上につながるのかということでありませう。

2点目が、現金が大きく減る中で更新事業や企業債償還の原資は確保できるのか。

3点目が、新たな水源確保の井戸掘削は、旧六日町地域、いわゆる地盤沈下区域では現状では困難であり、地盤沈下への影響調査で一定の結論を出すつもりなのか。

以上、3点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、ご質問にお答えしてまいります。3点ございました。まず、1番目のご質問です。ご指摘のとおりでありまして、令和元年度予定損益計算書では、本業であります営業収支は1億9,721万円の損失見込みであって、大変厳しい状況であります。これは営業費用として減価償却費の占める割合が非常に大きいということ、営業外収益として一般会計からの繰り入れがあるものの、料金の一律減免——今、政策でやっているわけでありませう——これらによって、給水収益の減になっているということでございます。

ご指摘のとおり、浄水場の1系列運転への縮小化——2系統を1つにするということについては、有収率の向上に直接つながるものではないと考えています。運転の縮小化は、浄水場の延命化期間中の修繕費用などを削減するということであって、現在の営業損失の改善につながるものだというふうに考えています。運転管理費は2系列から1系列にしても削減効果は大きく変わりませんが、しかし、耐用年数を超過している機械、電気設備の修繕費用、これを抑制するということが目的であります。これにより改定の経営戦略では、延命化期間の約10年間の修繕費用を約6億円というふうに試算していましたが、今ほど申し上げた1系列に縮小化するという中では、約1億4,000万円の節減が図られるものというふうに見込んでおられるところであります。

有収率の改善には現在、経費削減を図る上ではほかの事業との共同施工、これらによる老朽化、布設がえの工事とか、また令和元年度から着手している、先ほども申し上げました指定避難所への管路の耐震化工事、これらを国の交付金を活用して計画的に進めているという状況であります。また、各施設の流量計の点検、修繕、また漏水の調査、漏水事故の履歴などから地区を特定して集中的に布設がえ工事などを行って有収率の向上を図り、経営の効率化に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

2点目のところであります。更新の事業費、また企業債の償還金のもとになる原資は、収益的収支予算の費用で発生をする減価償却費などの損益勘定留保資金と、建設改良に充てる

企業債——借金部分となります。あわせて過年度から積み立ててきた内部留保資金で、令和元年度末では約24億1,400万円の資金として、今、確保しているという状況であります。

昨年度から、ご案内のとおり高料金対策の繰出金が国の繰り出し基準の対象外となってしまった。また、今年度より、過去の大型事業であります水源開発事業の元利償還金に対する繰り出しが終了したということから、一般会計からの繰入金が激減すると。そして令和2年度末の純利益も大きく減少するという見込みであります。その結果、資金も3億2,500万円減少して、令和2年度期末の資金は20億8,000万円に減少するというふうに見込んでいます。今年度も減少傾向は続き、資金は、ちょっと先ですけれども令和7年度には13億円程度まで減少する見込みとなっております。

一方、企業債の償還は順調に進んでいます。資本的収支での不足額は減少の傾向になっておりまして、逆に令和7年度以降は、内部留保資金は緩やかな増加に転じるというふうに見込んでいます。このため、水道事業全体では将来的に大きな資金不足とはならないというふうに見込んでいます。ご指摘のとおり内部留保資金は、将来の施設の更新費用とか、こういうために蓄えていかなければいけないということが望まれるところでありまして、その重要性というのは十分理解しているところであります。今年度も収益的収支と資本的収支とのバランスを見極めながら、建設改良工事の計画的な執行に努めてまいりたい。そして、中長期的な財政シミュレーションによる検証を常に行いながら、効率的で持続可能な事業運営を行っていきたいと考えているところであります。

3点目、最後になります。新たな水源確保、井戸であります。六日町地域では現状は困難ではないか。そして井戸運転の影響調査だけで、果たして方針の結論が出せるのかというご質問であります。お答えします。地盤沈下区域であります六日町地域の新たな水源確保の方法、これは議員ご指摘のとおり、現状では井戸での水源確保は困難だと思っています。慎重な検討が本当に必要であると考えます。このため、現在の計画では地盤沈下区域内での井戸水源は考えておらず、上流部に当たる塩沢地区や、地盤沈下区域外の六日町といいますが、大巻等の低区配水池内、または二日町グラウンド周辺の水源、これらからの供給を現在、考えているところであります。六日町地域は何といっても、市内全体の水の使用の約4割、そういう地区であります。水道事業にとってそういう意味で最重要地区と考えておりまして、周辺地区からの供給とした場合でも、やはり周辺になりますので、地盤沈下に及ぼす影響も十分な調査、研究が必要であるというふうと考えております。

地域別の水源方式——言うは易しであります。水源を転換するという場合に、その実施をする、やるぞという判断をするときに、まずは非常用水源の井戸を順次確保し、水道水源として連続運転した場合の地盤沈下への影響があるのかを調査、検証しながら、これが第一手順であると考えています。あわせて地盤沈下の影響調査期間中に、井戸水等を利用した地域別水源方式と現在のダム水を利用した浄水方式の比較検証も行いながら、浄水場の縮小の規模または廃止、これらを含めた将来的なあり方などを同時に総合的に研究してまいりたいというふうと考えているところであります。

以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 12 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 6、第 13 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 13 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計予算につきまして提案理由を申し上げたいと思います。令和 2 年度予算については、魚沼基幹病院や周辺医療機関及び介護施設と機能分担また連携を図りながら、市民生活に密着した医療を安定的に提供することを目標に編成をしたところであります。

収益的収支については、大和病院事業では 1 日平均の入院患者数を 38 人、外来患者数を 142 人と見込み、市民病院事業では 1 日平均の入院患者数を 116 人、外来患者数を 485 人と見込んで、それぞれ収益と費用を計上しております。

大和病院事業では、収入において、医業収益と介護保険収益の合計で 11 億 5,878 万円に、医業外収益等 2 億 2,157 万円を加えた総額で 13 億 8,036 万円とし、支出では、医業費用 13 億 4,518 万円に、医業外費用等を加え、収入総額と同額の 13 億 8,036 万円を計上しております。

続いて市民病院事業であります。収入において、医業収益と介護保険収益の合計 35 億 747 万円に、医業外収益等 3 億 704 万円を加えた総額 38 億 1,451 万円とし、支出では、医業費用 43 億 8,971 万円に医業外費用等を加えました総額 44 億 2,882 万円とし、差し引き 6 億 1,431 万円の赤字額を計上しています。

次に資本的収支についてであります。両病院で電子カルテシステムの更新、また医療器械の購入費及び企業債の償還元金を計上し、それに対する財源として企業債、また一般会計繰入金を計上しております。

大和病院事業の収入では、企業債と一般会計繰入金等で、総額で 2 億 1,503 万円とし、支出では、建設改良費と企業債償還金で、総額 2 億 3,915 万円として、差し引きで 2,411 万円の赤字額を計上しています。

市民病院事業の収入では、企業債と一般会計繰入金等で、総額 5 億 7,046 万円としまして、支出では、建設改良費と企業債償還金で、総額 7 億 6,727 万円として、差し引きで 1 億 9,681 万円の赤字額を計上しております。

病院事業合計で、支出が収入を上回る予算となっておりますが、現金ベースでは留保資金において赤字額を上回っております。収支全体で不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填をすることとしたいものであります。

概要につきましては市民病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは概要説明を申し上げます。1ページをごらんください。

1条、総則でございます。2条、業務の予定量についてですが、病床数につきましては、一般病床のみで、大和病院45床、市民病院140床でございます。年間患者数につきましては、実績等から推計しまして、入院では大和病院1万4,000人、病床利用率で85.2%を見込んでおります。市民病院で4万2,500人、病床利用率83.2%と見込みました。外来では、大和病院400人増としまして4万1,600人、市民病院1,000人増の13万4,900人と見込みました。1日平均患者数は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出、及び2ページの第4条、資本的収入及び支出につきましては、実施計画でご説明いたします。

6ページをごらんください。収益的収支の予算に当たり、昨年度までは一般会計との間で繰り出し基準で定められたルールがある中、収入に応じて支出を抑制しなければならないという意味で支出額を抑えた予算を組んでまいりましたが、開院後4年半の実績から患者数の推移や必要最低限の経常経費の見込みができております。そこで、令和2年度からは実績と見込みをベースに、より精度の高い予算編成を目指すこととしました。

なお、人件費については、非常勤医師に頼った現状の医療体制を維持し続ける限り、その報酬額の抑制は非常に難しいものとなっております。

まず、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入におきましては、1款大和病院事業収益では、前年度比0.2%減の総額13億8,036万円を計上いたしました。

1項医業収益では、第2条、業務の予定量の年間患者見込み数から、前年度比2.2%増の11億3,129万円とし、2項介護保険収益では、前年実績を考慮し、前年度比6.2%減の2,748万円を見込みました。

3項医業外収益では、一般会計補助金——これは13.1%減ですが——の減額等により、前年度比10.3%減の2億2,157万円としています。

また、4項特別利益は、目出しのみとなっております。

続きまして、2款市民病院事業収益では、前年度比4.1%減の総額38億1,451万円を計上いたしました。

1項医業収益では、一般外来患者の1人当たり診療単価の実績が減少していることによりまして、前年度比3.9%減の34億4,968万円とし、2項介護保険収益では、前年度実績を考慮し、前年度比5.0%減の5,778万円を見込みました。3項医業外収益では、一般会計補助金の減——これは7.2%減ですが——によりまして、前年度比6.5%減の総額3億704万円としました。

4項特別利益は、目出しのみとなっております。

7ページをごらんください。支出でございます。1款大和病院事業費用では、前年度比0.2%減の総額13億8,036万円を計上いたしました。

1項医業費用では、前年度比0.3%減の13億4,518万円としました。内訳は、1目給与費で、会計年度任用職員にかかる通勤費相当額の科目変更などによりまして、前年度比0.5%の減。2目材料費では、一般病床と地域包括ケア病床の構成割合の変更に伴いまして4.6%の減。3目経費では、健診事業における外注検査及び医師派遣に係る委託費の増によりまして4.0%の増。4目減価償却費では、電子カルテなど高額な医療器械の償却が終わったこと等によりまして10.2%減。5目資産減耗費では、実績に基づきまして7.5%減とし、6目研究研修費では、実績に基づき27.8%増を見込みました。

2項医業外費用では、実績に基づき、前年度比3.4%増の3,317万円を計上しました。

2款市民病院事業費用では、前年度比2.7%増の総額44億2,882万円を計上いたしました。

1項医業費用では、前年度比2.7%増の43億8,971万円としました。内訳は、1目給与費で、非常勤医師の増加や会計年度任用職員制度への移行などによりまして、前年度比4.3%の増。2目材料費では、高額な薬品費や手術関係の診療材料費の増によりまして11.5%の増。3目経費では、非常勤医師の増や会計年度任用職員の通勤費相当額の科目変更に伴う旅費の増、医療機器の保守に係る委託料の増加があるものの、施設や医療機器に係る修繕費の減少、新潟県からの透析室への看護師派遣終了による負担金の皆減等によりまして7.4%の減。4目減価償却費では、2.3%の減。5目資産減耗費は、実績に基づき、前年度と同額とし、6目研究研修費は、実績から8.5%の増としました。

2項医業外費用では、企業債利息の一部償還終了に伴う減により、前年度比2.4%減の3,711万円と見込みました。

これらにより収益的収支差し引きでは、大和病院事業で収支同額、市民病院事業では6億1,431万円の赤字と見込んでおります。収益的収支において、収入に対し支出が上回る見込みとなりますが、当年度損益勘定留保資金5億8,834万円により、賄えない額2,597万円につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填することとなります。

8ページをごらんください。資本的収入及び支出についてです。まず収入におきまして、1款大和病院事業資本的収入は、支出における電子カルテ更新及び医療器械購入の財源としての企業債、企業債償還元金のルール分としての繰入金等を計上し、前年度比181.1%増の総額2億1,503万円としました。

2款市民病院事業資本的収入においても、大和病院事業と同様に、企業債、繰入金等を計上し、前年度比94.0%増の総額5億7,046万円といたしました。

次に、支出についてです。1款大和病院事業資本的支出では、1項建設改良費に、電子カルテ更新、医療器械等購入費及び車両購入費としまして1億8,650万円を計上し、2項企業債償還金に5,265万円を計上して、前年度比123.5%増の総額2億3,915万円といたしました。

2款市民病院事業資本的支出では、1項建設改良費に、電子カルテ更新、医療器械等購入

費及び車両購入費としまして3億7,945万円。2項企業債償還金に3億8,782万円を計上し、前年度比61.1%増の総額7億6,727万円といたしました。

これらにより資本的収支差し引きでは、大和病院事業では2,411万円の赤字、市民病院事業で1億9,681万円の赤字となり、病院事業全体では2億2,092万円の不足と見込んでおります。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填するという考えでございます。

9ページは予定キャッシュ・フロー計算書、10ページからは給与費明細書です。

次に20ページをお願いいたします。令和2年度予定貸借対照表です。この中で内部留保資金を算出しますと、下から2行目の流動資産合計10億1,255万円から、21ページの真ん中の行、流動負債合計13億3,593万円を差し引きます。ここで、21ページ上から7行目の流動負債に係る企業債3億8,813万円は差し引き対象にしませんので、結果、残額6,475万円となり、内部留保資金、現金は不足しないということとなります。

22ページ以降は、令和元年度予定損益計算書等となっております。

2ページをお願いいたします。最下段にあります、第5条、企業債、次のページの第6条、一時借入金、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、たな卸資産購入限度額につきましては、ごらんのとおりの内容となっております。

説明は以上でございます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第13号議案 令和2年度南魚沼市病院事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。貸借対照表によると現金預金は3億1,830万円減ると。起債残高は、大和病院分が1億3,235万円増えて3億6,179万円、市民病院分が1,412万円減って47億8,164万円であると。

損益計算書について2点伺うものであります。まず、医業収益と医業費用の差で損失9億6,128万円、当年度純損失3億5,000万円という予算を組まざるを得なかった理由は何なのか。医療資源を分散している非効率が影響しているのではないかということであります。

2つ目が、働き方改革で人材不足は解消できるのか。

以上、2点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、ご質問にお答えいたします。まず、1点目のところであります。起債残高が大変高くなっているということではありますが、令和2年度において市民病院とゆきぐに大和病院の両院で共有をしています電子カルテの更新を計画してまして、その費用が5億円。この財源として、大和病院で1億5,000万円、また市民病院で3億5,000万円の起債を予定しているという、合算で5億円ということでございます。病院事業全体でみると、当年度は償還額よりも借り入れる額のほうが上回るという状況になります。一時的に起債残高が増えます。増えるものの、次年度以降は徐々に起債残高が減っていくということを予定

しておりますので、よろしく申し上げます。

令和元年度予定損益計算書については、令和元年度の決算見込みでありまして、これは12月末現在時点での概算の数値となっています。医業収支については、できるだけ収支の差を少なくしなければならないの言うまでもないことなのですが、その差が発生する原因として——これが一番の原因だと思っております。医療体制を維持するための非常勤医師に係る報酬、そして委託料及び交通費、これが大きく占めているということ。ちなみに令和2年度予算においては、2つの病院の合計で4億円に及ぶ支出計上となっています。また、令和元年度、先月の2月における非常勤医師の勤務時間数による常勤換算によりますと、わずか7.2人にしかないという結果ということを見てもおわかりいただけると思います。

医療資源を分散していることが赤字の要因——そういうふうな通告なので、これは2つの病院に分けているからという意味でお聞きになっているということをお話します。医療資源を分散していることが赤字の原因ではないのかというご質問ですが、開業医が、現在、南魚沼地域においては大変減ってきている。先般も14の医院、クリニックが閉院、閉鎖をしているということをお伝えしました。南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院ともに、かかりつけ医としての市民の医療ニーズを担っているという状況であります。特に訪問診療や訪問看護、僻地医療など、今後、高齢の患者さんたちの増加に伴いまして、在宅医療のニーズが非常に高まるというような中から、利用性や効率性を踏まえて、限られた医療資源、言われているような医療資源の中でありまして、安心して、また安定した医療サービスの提供を行うことが重要であると考えております。大変な状況でありますけれども、引き続きよろしく申し上げます。

2つ目のご質問、働き方改革で人材不足は解消できるだろうかというご質問であります。医療の働き方改革を進めるため、私どもとしましても医師の事務作業補助を行う職員——ここでも最近言われ始めました、いわゆるドクターズクラークの増員、医療行為の一部を医師にかわって行うことができる特定看護師の養成など、医師不足をほかの職種でカバーできる体制に現在、取り組んでいます。しかし、これによって医師不足を解消できるものではありませんと考えております。私ども市長部局でも、また病院部局でも、医師の招聘、確保にこれは本当に日々、取り組んでいるところであります。また、関東近郊の大学病院などから積極的に研修医を受け入れるなども含めて、これからも引き続き医師確保に努めていきたいと思っております。

働き方改革で医師不足が解消できるのは——私のここはちょっと私見ですが、逆ではないでしょうか。医師が働けない状況が生まれます。今の、人が確保できない中でこれを進めるということが、どれほどのまた意味を持つかということ、やはり本当に考えなければいけないと思います。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 13 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、第 14 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 14 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 2 年度予算は、業務予定量を接続戸数では 1 万 9,100 戸、年間有収水量では 585 万 2,263 立方メートル、1 日平均有収水量では 1 万 6,003 立方メートル、主要な建設改良事業では 10 億 5,593 万円と見込み編成をしています。

収益的収入及び支出については、収入では、下水道使用料など営業収益 11 億 5,018 万円、営業外収益で 24 億 302 万円など、収入合計は前年度比で 4.8%増の 35 億 5,321 万円を計上いたしました。

支出では、営業費用として施設維持管理費や事務費など 28 億 9,594 万円、営業外費用として企業債利息また消費税など 3 億 8,151 万円を計上し、支出合計は前年度比 2.7%減の 32 億 8,805 万円を計上しました。

収益的収支差し引きでは、税込みで 2 億 6,516 万円の純利益を見込んでおります。

資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債や一般会計出資金、国庫補助金など、前年度比 1.4%増の 26 億 7,902 万円を計上しました。支出では、建設改良費 10 億 5,593 万円、企業債償還金 24 億 2,745 万円など、前年度比 3.1%増の 34 億 8,838 万円を計上しています。収入が支出に不足をする額 8 億 935 万円は、損益勘定留保資金で補填することとして調整をしております。

主な事業としまして、農業集落排水の公共下水道への統合事業としまして、汚水管渠布設工事、またマンホール蓋更新工事及び六日町市街地の浸水被害軽減のための雨水幹線布設事業、これらを引き続き実施することとしております。

概要につきましては上下水道部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第 14 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計予算の概要についてご説明申し上げます。

初めに業務予定量についてご説明いたします。1 ページをごらんください。業務予定量につきましては、令和元年度決算見込みから、接続戸数は 1 万 9,100 戸、年間有収水量は前年度比 1.4%減の 585 万 2,263 立方メートル、1 日平均有収水量は前年度比 1.4%減の 1 万 6,033 立方メートルを見込み、予算編成を行っております。

建設改良費では、農集統合事業による汚水管渠布設工事、マンホール蓋更新工事、雨水幹線改修事業などに引き続き取り組むこととし、前年度比 12.3%増の 10 億 5,593 万円を計上いたしました。

次に実施計画についてご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをごらんください。初めに収益的収支につきまして、収入では、営業収益で前年度決算見込みから、下水道使用料収入で前年度比 0.8%減の 11 億 2,657 万円。他会計負担金として一般会計のルール分、雨水処理負担金 2,357 万円などの計上とし、営業収益合計で前年度比 0.9%減の 11 億 5,018 万円を見込みました。

営業外収益では、他会計補助金 11 億 210 万円、長期前受金戻入 12 億 8,586 万円などを計上し、営業外収益合計で前年度比 7.7%増の 24 億 302 万円を計上いたしました。収入合計では前年度比 4.8%増の 35 億 5,321 万円を見込みました。

次に支出では、営業費用の管渠費は、前年度比 1.9%減の 1 億 386 万円。ポンプ場費は修繕費の減により前年度比 41.6%減の 548 万円。処理場費は流域下水道維持管理負担金の増により前年度比 6.7%増の 6 億 2,722 万円。浄化槽費は保守管理委託料の増により前年度比 8.3%増の 6,481 万円。総係費は下水道経営戦略策定業務委託料の増などで前年度比 24.1%増の 1 億 6,143 万円。減価償却費は前年度比 4.1%減の 19 億 2,792 万円などを計上し、営業費用合計で前年度比 0.3%減の 28 億 9,594 万円の計上となりました。

営業外費用は、企業債利息が前年度比 12.0%減の 3 億 7,150 万円、消費税は前年度同額の 1,000 万円などを計上し、営業外費用合計で前年度比 11.8%減の 3 億 8,151 万円の計上となりました。特別損失 59 万円は、過年度損益修正損で使用料及び受益者負担金・分担金の過年度損益修正損の計上で、予備費 1,000 万円は前年度同額、下水道事業費用合計では、前年度比 2.7%減の 32 億 8,805 万円の計上となりました。収益的収支では、税込み 2 億 6,516 万円の純利益を見込んでおります。

次に資本的収支でございます。収入では、企業債は資本費平準化債の減などにより前年度比 4.2%減の 14 億 2,190 万円。他会計出資金 1 億 3,433 万円は一般会計からの基準外繰入分。補償金 1,000 万円は道路改良等に伴う移設補償料。他会計補助金 4 億 7,498 万円は一般会計からの基準内繰入分。補助金 3 億 6,700 万円は社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金及び循環型社会形成推進補助金で、各種事業に対する国庫補助金。受益者負担金及び分担金は、農地転用等による公共下水道受益者負担金と特環及び浄化槽地区の新規接続による受益者分担金の計上となっております。他会計借入金は、建設改良等の財源に充てるための水道事業会計からの借入金で皆増となっております。収入合計では、前年度比 1.4%増の 26 億 7,902 万円の計上となりました。

次に支出につきまして、建設改良費では、事務費 2,848 万円は建設関係職員 4 名分の人件費等。管渠建設改良費は農集統合事業による中之島地区、城内地区の汚水管渠布設工事、不明水対策のためのマンホール蓋更新工事及び雨水幹線改修工事に伴う支障物件移設工事を計画し、前年度比 20.7%増の 8 億 8,848 万円。浄化槽建設改良費は 16 基分で 3,300 万円。流

域下水道事業建設負担金は、流域幹線管渠耐震化工事による建設負担金で、前年度比 23.5% 減の 1 億 313 万円となっています。建設改良費合計では、前年度比 12.3% 増の 10 億 5,593 万円の計上となりました。企業債償還金は元金償還金等で前年度比 0.4% 減の 24 億 2,745 万円で、ピーク期から今後徐々に減少していく見込みとなっております。

予備費は、前年度同額の 500 万円。支出合計では、前年度比 3.1% 増の 34 億 8,838 万円の計上となりました。収入が支出に不足する額 8 億 935 万円は、損益勘定留保資金等で補填し調整をいたしました。

次に経営状況について説明申し上げます。8 ページをごらんください。令和 2 年度キャッシュ・フロー計算書になりますが、業務活動によるキャッシュ・フローでは 9 億 6,821 万円のプラスを見込み、投資活動によるキャッシュ・フローでは、有形固定資産取得による支出の増により 5 億 1,438 万円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の償還などにより 4 億 6,771 万円のマイナスを見込み、差し引き 1,388 万円の資金減少を見込んでおります。これにより令和 2 年度末の資金残高は 2 億 5,988 万円を見込んでおります。

次に 22 ページをごらんください。令和元年度予定損益計算書ですが、本業である営業収支では、営業費用が営業収益を上回る状況となっており、当年度は 17 億 5,229 万円の営業損失となる見込みです。営業外収支では、一般会計繰入金や長期前受金戻入の計上などにより 18 億 6,372 万円の黒字を見込みました。営業損失との差し引きである経常収支は 1 億 1,143 万円の黒字となる見込みです。収支全体では、下水道使用料過年度修正損など特別損失を見込んでいることから、9,427 万円の純利益となる見込みであります。

概要説明は以上でございます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 14 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。貸借対照表によると現金預金は 1,388 万円減ると。債務残高は 8 億 525 万円減って 263 億 7,785 万円であります。損益計算書について、3 点伺うものであります。

1 つ目が、営業収益と営業費用の差で損失 17 億 5,229 万円であるが、当期純利益が 9,427 万円であると。企業会計に移行しても営業外収益に頼った予算組みをせざるを得なかったことをどう捉えているのかであります。

2 つ目が、収益の改善のためには不明水対策が重要であるが、どう取り組むのかであります。

3 つ目が、維持費削減のためには、農業集落排水処理場の後利用が重要であるが、どのような調査をするのか。

以上、3 点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。まずは企業会計に移行した、

令和元年度——にもかかわらず、営業外収益に頼った予算組みをしなければいけなかったことはどういうふうに思っているかということでもあります。公営企業会計の導入は事業の経営成績、また財政状況を基礎とした経営状況を把握、検証して、そしてその経営状況を踏まえた的確な経営を行うことというのをまず目的としている。これは大変、誰でもわかっていることでもあります。なのですが、企業会計の移行そのものが、ご質問のように、即、営業収益の増大にそのまま直結するものではないということは、おわかりをいただけたと思います。

ご指摘のとおり、下水道事業の本業である営業収支は、令和元年度予定損益計算書では17億5,229万円の損失という、非常に厳しい経営状況となっています。ただこれは、先行投資をした莫大な資産を減価償却費として費用化しているということが要因というふうを考えております。このことは逆に言えば、企業会計に移行したことによってこれらが明らかになったという側面もあるのではないかと。よく見えるようになったというふうにご理解いただけるのではないかなと思います。

また国は、下水道の持つ公共用水域の水質保全、そして公衆衛生の向上、浸水被害の防止といった、当たり前でありますけれども公益性の観点から、施設整備に要した資本費のうち7割が公費負担の対象として、またその7割を交付税として繰り出すということにしています。企業会計移行後はこの資本費に対する繰り出しが減価償却費を基準にして算定をされると。そして、これを一般会計繰入金として営業外収益に計上しているというものであります。このため今後も下水道事業の経営については、営業外収益に頼った予算組みにならざるを得ないというふうを考えているところであります。ご理解いただきたいと思っております。

ただし、企業会計導入によって明らかとなった経営状況を分析、検証して、一概に営業外収益に頼った経営に偏重するということはなく、常に収支バランスの検証を行いつつ、効果的、効率的な事業運営を行っていききたいと、そして持続可能な取り組みをしていききたいと考えています。

2つ目の、不明水対策のことです。不明水対策が収益の改善に重要であるという認識は、全く議員と同じ考えであります。不明水の原因ですが、ずっと言われている老朽化したマンホールの蓋とか、マンホールだけではなくて宅地内の公共ます、そして宅内ます、また建物解体時における不適切な排水管の処理、または老朽化したコンクリート管への地下水の流入、そういうことが考えられます。現在は、交通安全の面における対策も含むマンホール蓋の交換工事、そしてコンクリート管へのカメラを入れての調査、これらを行っていますが、今後は宅地内のますや解現場の状況も調査をし、順次、対策を行っていききたいと考えております。

3つ目の、最後のご質問、農業集落排水の後利用であります。下水道広域化の取り組みによる維持経費の削減策として、農業集落排水の流域下水道への接続を、今、進めています。しかし、廃止をした処理場の有効利用が——これはうちだけではないのではないのでしょうか、自治体として大変問題になってきているということでもあります。特に農業集落排水の処理場については、施設の立地——場所です、それから建物の構造的な面、これらのことを考えて

も利用はなかなか難しいというのが現状としてあります。当市においても一部処理場において、新しい水道水源の場所としての活用も予定をしていますが、その他については有効な活用策をなかなか見出せないでいるというのが現状です。今後は、公募による利用者の募集、また民間が経営をする事業での空きスペースの活用に供することができないかなど、これら有効な方法を何とか見つけ出したいと思って進めてまいりたいと考えています。ぜひともいろいろな、また知見を皆さんからもお寄せいただければというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 14 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いします。

○議 長 休憩といたします。再開を 15 時 50 分といたします。

〔午後 3 時 30 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 50 分〕

○議 長 日程第 8、第 15 号議案 南魚沼市中越大震災地域復興支援基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 15 号議案 南魚沼市中越大震災地域復興支援基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

公益財団法人新潟県中越大震災復興基金では、いただいた義援金を財源とした事業を行ってまいりましたが、令和元年度末で事業を終了し、令和 2 年度以降に予定されている事業については対象自治体へ事業費を交付し、移行することにより、令和 2 年度の秋ごろの解散に向けた準備を進めております。南魚沼市で該当する事業は、平成 30 年度から開始された、中山間地域の持続可能な地域づくりに向けた総合支援事業で、事業費の移行に際し、令和 2 年度中の執行が要件となっておりますが、当市においては令和 2 年度以降も継続した事業計画を予定していること、取り組みの安定性を確保する観点などから、当該事業を目的とした基金を設置しての運用が適切と考え、条例制定を行いたいものでございます。

なお、対象事業は、浦佐地域づくり協議会が行う地域との絆支援事業——フットパス事業でございます——と南魚沼市観光協会が行う J R 浦佐駅地域交流施設兼観光案内所運営事業の 2 つで、令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間で、移行される事業費は交付総額 2,224 万 7,000 円を予定しております。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。第 1 条は、設置について、「持続可能な地域づくり」に資する事業を総合的に推進するためとし、第 2 条では、積み立てについて、

地域復興支援事業交付金を充て、積み立てる額は予算で定める額とし、第3条では、最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。第4条では、運用から生ずる収益は、予算に計上して整理する。第5条では、必要があると認めるときは、歳計現金に繰りかえて運用することができることと定め、次のページにまたがっておりますが、第6条では、設置目的を達成するための用途に限り、これを処分することができることとし、第7条は、委任規定となっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしてまいりたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務部長の説明の中に、この事業が令和2年、3年、4年の3か年というふうに限定をされていますけれども、この浦佐のフットパスであったり、それから観光案内所であったりということは、3年間で閉鎖ということはまずありえないのだけれども、その後の運営の経費については、市がまた何か負担をするということを考えているのかどうか。その1点だけ。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ただいまのご質問に回答させていただきます。まず、浦佐のフットパス事業の関係でございます。こちらの計画は平成30年度からスタートしたもので、令和3年度までの事業期間ということで、このフットパスの環境整備を図る、体制をつくるという形の事業でございますので、この後は今現在、地域コミュニティと一緒に活動してございます事業のほうにあわせて実施をしていく。フットパスが、PRが終わりまして、訪問する方がおられれば、そちらのほうからも経費的なものがあれば、必要なものをいただきながら事業を継続したいというふうな考え方を持っていて行っている事業でございます。

2つ目のJR浦佐駅の関係の地域交流の関係と観光案内所の運営事業につきましては、新しくできましたJRの浦佐駅の関係は継続をして運営をするというような形で検討してございます。この事業期間におきましては、当該年度の令和元年から令和4年までの期間については、今回の基金の原資を使いながら運営、立ち上げをしていきたいというふうに聞いております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 浦佐のフットパスについては整備費用に充てるということで、運営自体は、それこそ地域づくり協議会の提案事業になるのかわからないけれども、そちらのほうでという、そういうふうを考えていいわけですね。

観光案内所については、ずっと続けていくものかなと思っていますので、そうすると一応、この基金が令和4年で終了だとしても、その後については、今度は市の単費になるかどうか

わからないけれども、当然、今まで決められた——当初予算が出ていますけれども、それと同じ額を、今度は資金繰りを、この基金に頼らずに、市の単費でやらなければならないというふうに私は理解したのですけれども、それでよろしいか。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 まず1点目のフットパス事業につきましては、お話をいただいたとおりでございます。

2点目のJR浦佐駅に関しましては、議員のお考えのとおりの方針で進むというふうに、今のところは認識をしております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 観光事業といいますか、案内所のほうなのですけれども、JRとの契約の期間もございませし、そうするとそれとあわせて負担をどうするかということ魚沼市と南魚沼市の観光協会にお願いしている部分もあるけれども、それぞれが南魚沼市と魚沼市とでかかる費用を今後、負担すると、案分をするということまで考えているのかどうかということだけ、お聞かせ願いたい。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 まず、前段の今回の基金事業の活用形態についての分担の関係を説明させていただきます。この基金事業におきましても、令和元年度につきましては、立ち上げの時期で一応、代表市町村の申請ということでやっておりましたが、令和2年度以降につきましては、魚沼市、南魚沼市が折半で運営経費を分けて、継続をして令和4年度まで行うというふうに聞いてございます。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今後の運営につきましては、観光案内所MYUにつきましては、湯沢、魚沼市、南魚沼市と案分した中で行っていきます。(3月9日訂正発言あり)

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第3条、第4条に絡みますが、最も確実な有利な方法ということと、またその基金運用から生ずる収益ということをうたっているわけでありませが、実際どういった運用の仕方をやろうとしているのか、ひとつそこをお聞きしたい。有利な方法で管理し、そして収益を充てるという前提があるようませが、どういった方法でやろうとしているのか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 各基金の条例は、ほとんど同じ文言で構成されておりますけれども、一般的な中で、最も確実かつ有利なという中では、今現在では、ほぼ銀行預金ということになるかと思ひませ。特に積極的な運用をして増やすというようなことにまではなかなか至らないのが現状だと思ひませ。

それと第4条関係の収益については、このように予算に計上して処分するという形のもの

と基金に組み込むという2パターンが、各基金条例をごらんいただければあろうかと思いません。こちらの場合には、新潟県中越大震災復興基金からの補助のような形で出ているお金になりますので、基金といたしましても、口座に置いておくものは、その補助分は補助分という管理をしたいがために、ほぼ今、預金にはつきませんが、預金のほうは決算のほうに計上するというので、これをこの事業に特段、充当するという意味合いは持たせておりません。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 質問が悪いような話でありますけれども、最も有利な有価証券に借りかえることができるのか、そういうことまで書いてあると、いやそれは便宜的にそうして書くのだと言われれば、それまでなのですけれども。令和4年までの問題ですよ。そうしてこのゼロ金利の状態、ばか慎重になっているものだから聞くのですけれども、管理しなければならぬぐらいで十分だったのではないかなというふうに私は思うのですけれども。要するに預託したものを、補助したものを資金として使っていくのだということの基金条例ということで理解していいのですか。もう一回お聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおりです。冒頭申し上げましたように、新潟県中越大震災復興基金からいただいた分については、一般的な会計の中ではなくて、その分は分けて管理をして執行してくださいという県の指導もありましたので、内部でもいろいろな議論がありました。最終的にはこの基金という形にして分離したほうが一番わかりがいいという判断でございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第15号議案 南魚沼市中越大震災地域復興支援基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第16号議案 南魚沼市行政区条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第16号議案 南魚沼市行政区条例の制定について、ご説明申し上げます。本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、南魚沼市行政区長設置条例及び同条例施行規則を令和2年4月1日で廃止するため、令和2年度以降の行政区及び行政区長の取り扱いを条例で定めたいものでございます。

法改正によりまして、行政区長は非常勤特別職には該当しなくなるため、これまで行政区長の業務としていたものを行政区の業務として定め、行政区長は、行政区の代表としてその業務を総理するものという内容になっております。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。第1条は、目的について、市行政の円滑な運営と行政能率の向上を図るため、行政区に関し必要な事項を定め、もって地域住民の福祉の増進に寄与するとし、第2条では、行政区、区民について定義をしております。

第3条では、市内の地域、地区及び行政区の名称を、めくっていただきまして3ページ、4ページの別表のとおり定めるもので、3地域、12地区、232行政区となっております。現在は233行政区であります。塩沢地域の上田地区、小松沢行政区が、戸数等の減少もあり、令和2年度から滝谷行政区と合併するとの連絡をいただいておりますので、1行政区の減となっております。

条例に戻ります。次の2ページにまたがっておりますが、第4条では、行政区の業務として、第1号では、文書等の配布。第2号では、文書等の取りまとめ及び送達。第3号では、行政区内の公共施設等についての所管課との連絡。第4号では、受益者負担に関する条例に規定する負担金の額を定める協議及び寄附の申し出等に関する事務。第5号では、日本赤十字社、共同募金会等の業務の賛助執行。第6号では、要望等の取りまとめとしており、第5条では、災害発生に際しては、管轄する消防団に協力し、その被害防止及び救助等に努めるものとしております。

第6条では、第1項で、行政区に行政区長を置き、行政区の推薦により市長が委嘱する。第2項では、行政区長は、行政区を代表し、その業務を総理するとし、第3項、第4項は、行政区長代表の委嘱と職務を定めております。

第7条では、行政区長の任期は、1年とし、補欠の場合は、前任者の残任期間とする。

第8条では、責務について、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とするとし、第9条では、要綱で定めるところにより、業務執行経費、行政区の自治活動経費として行政区交付金を毎年度予算の範囲内で交付するものとするとしており、行政区交付金については、従来の取り扱いと変更はございません。

第10条は、その他で、必要な事項は、別に定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するのとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと1点確認したいのですけれども、非常勤特別職が今度はどこかへなくなって、行政区の区職ということになるということですのでけれども。となりますと、当然のことながら、今まで非常勤特別職であった縛りみたいな、そういうところの整理ですけれども、ここに責務ということで、知り得た秘密は守らなければならない。これは公務員であろうが、公務員でなかろうが、条例で定めて決めるわけなのですけれども、非常勤特別職だった身分と今度の身分では、縛りみたいなのはどの程度変わるかというのを、ちょっと説明を加えていただきたいのですけれども。

○議 長 総務課長。

○総務課長 肩書が非常勤特別職からそうでなくなりますけれども、縛りについてはほとんど区長さんの業務も含め、ほぼ変わらないというふうな認識でいいかと思います。

以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ほぼ、廃止になったところの条例と内容的には同じものなのですけれども、近年、各行政区の内容が大分変わってきているということで、区長会等々でも総務部のほうにはいろいろな申し出等が出ているかなと思っています。その中で第4条の行政区の業務というところで、例えば回覧板をとってももう回せないという区があったり、新潟県の交通災害共済ですか、それについても、はがきで個々にやってもらうところが出てきたりとか、いろいろな行政区が出てきているらしい。

そうすると、この中に業務として、第1号の文書の配布であったり、第2号の送達であったり、あるいは第4号のほうの寄附であったり、第5号のほうの賛助執行であったりということが、一応、条例の中に業務として盛り込まれていても、やはりそれぞれの各行政区の事情によっては、ここまできれないという相談が多々出てくるとってはいるのですけれども、そういうところも含めて区長会とじっくりお話をして、この業務については、一応、条例のほうにはこう書いてはいるけれども、それぞれの事情に合わせて弾力的に行いますというような話をされた中で今回、条例案として出したというふうに考えていいのかどうか。一番大きいところですよ。非常に大きいところだけれども、そこら辺をちょっとお聞きします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 こちらの第4条の業務についてでございます。こちらで特に今、議員がおっしゃいました第5号の件であります。まず第5号からいきたいと思います。こちらでいう日本赤十字社、共同募金会等の業務ですけれども、毎年、春の行政区長会で区長さんをお願いしております資料の中に、日本赤十字社の協力金及び赤い羽根の共同募金ですとか、社会福祉協議会の会費、保護司会の関係だとか、あとは青少年育成市民会議の会費等のことを想定してこちらに入れております。交通災害共済ですとか、緑の羽根の募金とかは、行政区によって扱いが違いますので、その辺については、こちらの第5号の中に入っているというこ

とではなくて、その外だというふうにお考えいただければいいと思います。

旧でいうところの行政区長設置条例施行規則の業務内容を、ほぼ横滑りでこちらへくっつけておりますが、こちらが今の区長さんの業務の必要最低限という言い方はちょっと変かもしれませんが、どこの区も共通してやっている業務だということで認識して、こちらへそっくりつけたということになっています。あとは、各区長さんに、これでよいかということで確認したかということについては、実際、確認して起案はしておりません。このほかにも業務がいっぱいある、各行政区それぞれやっているところ、やっていないところがあるかと思いますが、今回の条例の中の業務がほぼ共通項という認識で作成をいたしました。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1日号、15日号と市報も配られてくる中で、あるいは回覧板で回してくれというのものもあるけれども、行政区によってなかなかそれも今、非常に厳しくなってきたというところが出てきているわけです。そうすると、これからの春の区長会等々で区長さんに来てもらった中でも、弾力的にそういうのを考えているというところはやはり説明をしていかなないと、ここまで全部、区長がやらなければならないのかというようなところで、不満がかなり出るかなと思っているのです。だから、総務部としても弾力的にその対応をしますと。とても回覧板等々が難しいなというところがあれば、それはそれで対応しなければならないというところまで考えて、よしこれに当たる、ということが大事かと思っています。

そこら辺をもう一度確認するのですけれども、各行政区によって事情が違うわけですから、その事情を酌み取ってどうするかということの対応をとるということを、私はできるものだと思いますけれども、そこら辺を確認させていただきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員もご存じだと思いますけれども、春、秋の行政区長会では、なかなか厳しいご意見もいただいております。おっしゃいますように、市を取り巻く状況も変わっていますし、行政区を取り巻く状況も変わっています。それぞれの区民の方の状況もやはり昔とは違っているというのは、私どもは十分理解しています。

その中で今ほど出ましたように、私どもも区長会での要望をいろいろいただきまして、改善できるところからは順次改善はしております。先ほどおっしゃいました、回覧文書については今、市分はほぼないと思います。やめております。市報についても、一時期2回であったのを1回にできないかという検討も行いましたけれども、アンケート等をやってみると、やはり今の2回のままがいいというような意見もあります。さまざまな意見がありまして、なかなかこれだということは、正直申し上げられません。ただ、区長さんが大変だということは、私どもは十分認識していますので、今後、どういうふうに改善ができるのか。それと、また少し言い過ぎかもしれませんが、行政区の交付金との関係も当然、出てきますので、そこら辺も考えた中で検討をしていきたいと思っております。

それから最後、補足ですけれども、行政区長さんが非常勤特別職ではなくなりまして、違

う形になります、というのは、昨年秋の行政区長会の中で説明をいたしまして、変わりますけれども、基本的にやっていただきますことは変わりませんというお話はしてあります。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 先ほど質問がありましたが、今までの特別職と位置づけが条例で変わるといことで、両方の条例的には市長が委嘱するのですけれども、ただ、非常勤特別職とそうでない部分が、先ほどの総務課長の話ですと、例えば守秘義務等についても何ら変わらないというような説明だったのですけれども、やはり法的な位置づけとしては、そこは変わってくるのではないかというふうに思うのですが、法的な位置づけとして、そういった部分の取り扱いがどうなのか、もう一度正確な部分をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、業務なのですけれども、なるほど、設置条例と文章的には変わっていないのですが、逆にここに載っていないものも——先ほど総務課長のほうから、緑の羽根ですとか、交通災害共済という例が挙がりましたが、これについても行政区長宛てといことで、市のほうでは恐らく対応をしていると思うのです。対応をいただいている行政区もかなりあるかと思うのですけれども、ここでこういった位置づけで新しい条例にするのであれば、そういった部分も含めて——ただ、それを全部共有するのかなのかというのは、行政区の実情や裁量に合わせる、そういうふうにしていかないと、例えば先ほど例に出たようなものは、市として今度は新しい条例からいくと、行政区長の業務ではない、行政区長におろせないというような判断というか、解釈も成り立ってしまうのではないかと思うのですが、その点についてちょっと2点ほどお願いしたいと思います。

○議 長 副市長。

○副市長 身分ですが、非常勤特別職ではなくなるわけでありますので、いわゆる公務員ではなくなります。したがって、非常勤特別職の場合は、地方公務員法の一部適用除外といいますか、がありますので、守秘義務だとかというのが、非常勤特別職の場合は——常勤特別職もそうなのですけれども——地方公務員法のそのものが適用になっていないのです。今の会計年度任用職員さんもこれからなるわけですが、そういった守秘義務や何かを守っていただくためには、会計年度任用職員として地方公務員法できちんと位置づける。ですので、そういった義務の面が、今の行政区長さんの場合は少なくなることになります。

もう一点は、私ら常勤もそうですが、何か災害があったときに非常勤特別職であれば、いわゆる公務災害として扱うわけですが、ところが、これは事務委託でありますから、そこでもし例えば何か、広報を配っていて事故があったとかということがあったとしても、それは公務災害にはならないということになります。さっき言いましたように、地方公務員法の中でのあれがありませんので、この条例の中で守秘義務を課すというか、わかったことは言わないでください、ということを守っているということで考えていただければいいかなと思います。

もう一点は、交通災害共済なども、昔は、私らが若いときは、区で全部お金を集めて区長

さんが銀行へ行って入れていただいて、また領収書をみんな区に配っていたのです。それがさっき議員がおっしゃったように、なかなか世情が変わってきまして、何でこれをみんなしなければいけないのだということになってきまして、環境交通課のほうでいろいろ考えて今、確か3種類のやり方によって変わってきています。

ですので、冒頭、どなたかにお答えをしていますが、やはりずっと同じことというのはありませんから、私たちは区長会でご意見を聞いて、その中でやれることをやっていくということにしていかなければならないと思います。交通災害共済について一言言わせてもらおうと、あれは総合事務組合の私たちの事務なのです。ですので、市町村長が総合事務組合からいただいている事務でありますから、別の民間の保険とは全く違うわけですので、やはり行政の流れの中で執行させてもらっている。だけれども、区の状況に応じて現金は——例えば私のところは自分で納めると。紙は来ますけれどもね。片や、市役所から、もう全部送ってくれというのもあるのです。それだけ変わってきていますので、行政区そのものも変わっていますし、我々もそれに対する対応というのこれから変わっていかうということになりますので、また区長会でご意見を聞いて進んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの寄附——交通災害共済の場合は自分に返る問題ではありますが、赤い羽根とか緑の羽根とか、そういうのはやはり大変だということで、一般的にはみんな区もっているのです。区費でもっているのです。区費でもっているのですが、こういうのを条例にうたうことに無理があるのではないかなというふうに私は感じたのです。そして交付金が出るわけでありましてけれども、ちょっとやっているところもやらないところもいいというような例外があるということになると、条例に盛っておく自体が条例違反になってしまうのではないかなと私は思うのです。

ですから、そういう義務の問題のところは、地域に目を配っていただきとか、区長としての取りまとめを代表してあげていただきとか、そういったものであればいいけれども、ちょっと細かくなり過ぎている。そして区長会で相談して、また今後なんて話をしているのですから、ちょっと実例としておさえていながら、それをここに載せているということ自体が、私は無理があるというような気がするのですが、その点はどういう解釈をされますか。

○議 長 総務課長。

○総務課長 最初におっしゃった寄附の申し出というのは、いわゆる寄附金ということではなくて、受益者負担に関する条例というものを見ていただくとあれなのですけれども、区で求められた負担金というのを出すとか、区でもっている土地で出すとか、というような寄附の申し出ということで捉えていただければと思います。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 説明が足りませんで、失礼しました。共同募金とかも書き過ぎではないかと

いうお話もありましたが、今、行政区長設置条例施行規則でうたっている業務が、このとおりと先ほども言いましたけれども、そちらで不都合があるという話は特に聞いていませんので、そのまま載せたというふうに解釈していただければと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今後の課題というふうに捉えてもらえればいいのですけれども、もう少し——実際、今、取りまとめをしていない、あるいはさっき赤い羽根の問題を話しましたけれども、区でもって、そのほかに民生委員さんが集めていますよね。あれはダブってやっている部分も——それは自分でやるのだからしょうがないということですからけれども。それはともかくとしても、今、区の問題ですが、区長としての取りまとめの仕事でこういう、何設置条例と言いましたか、があるためにそれをこの条例に移したということで、でも実際はこれが義務ということになると、ちょっと今後、考えていかなければならないような気がするのですけれども、前段の第1号、第2号、第3号ぐらいまではいいのですけれども、そのあとちょっと細か過ぎるといふか、条例というのはそれほどまで規定しなくてはならないのかどうか、もう一点、聞いて終わります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 確かにこの第5号でしょうか、細か過ぎるといふご意見もあろうかと思いますが、第4条の冒頭に書いてありますように、行政区の業務は、おおむね次のとおりとするということで、条例ですので、もちろん大切な表現ではございますが、「おおむね次のとおり」という解釈でございます。

おっしゃいますように、日本赤十字社それから共同募金会等については、恐らくほとんどの行政区が、行政区でまとめて区費の中から出されているというような状況にあるのだとは思いますが、ただ、その場合ですと、やはり行政区からいただくというような内容になっていますので、個人——それぞれの区民の方から集めないでということでも、行政区の、要は区費の中からまとめていただいているということですよ。ですので、そういう意味合いもありまして、この第4条の中に入れたものでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第16号議案 南魚沼市行政区条例の制定については、原

案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 17 号議案 南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 17 号議案 南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案は、市民の行政ニーズの多様化に伴い、議会での政務活動も多様化しておりますことから、条例第 3 条に規定する議会の会派または議員に係る政務活動費の交付額の月額を 1 万 2,000 円から 1 万 7,000 円とする改正をお願いするものでございます。

附則として、令和 2 年 4 月 1 日から施行するをしたいと思います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は政務活動に行かせてもらいまして、大変資金的にも不足していますし、それぞれ出し合いながらまた不足部分を補っているのですが、これはいいのですけれども、5,000 円アップという根拠は、市民の皆さんに説明するのに、5,000 円アップというところは、どういところで 5,000 円というのが出てきたのかだけ、考え方を教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この額については、県内の他市の状況等も調べておりますが、やはりいろいろな考え方もありまして、まちまちでございます。そして、政務活動費についての明確な基準についてもどこにもありません。私どもがどうすればいいかと考えました。

議会事務局からは、実は月額 2 万円で予算要求がありました。そこで協議をいたしまして、正直、財政的な部分もございましたので、今回 1 万 7,000 円をお願いをしたいということで、提案に至った次第です。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 17 号議案 南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条

例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 18 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 18 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正について、ご説明申し上げます。近年、性同一性障害など、性の多様性について理解や配慮を求める動きが広がりを見せており、性的少数者も生活しやすい環境を整える必要性が求められております。

南魚沼市におきましては、昨年 9 月から、市役所の窓口などで各種手続き等に使用しております申請書、届出書、また、市から発します決定通知書等について、性別を記入する欄が必要か否かに関し、悉皆調査を行いました。その結果、例規類集に掲載されているものうち性別欄を削除可能とするもの、削除することができるものが 28 件——条例が 1 件、要綱等が 27 件でありました。削除することができないとするものが 29 件——要綱等で 29 件ということをございました。削除することができないというものの内訳でありますけれども、国、県の定めた規定に基づくというものが 15 件。事務の性質上、業務上必要であるというものが 14 件という結果になりました。

削除可能と判断したものにつきましては、本年度末をもって削除するということとしまして、削除できないと判断したものにつきましても、その記入方法等について、本人の意思に配慮したものとなるよう工夫をするということとしております。例えば、丸つけ方式でなく空欄に記入する方式、あるいは丸つけ方式に括弧書きで、性別については答えたくない場合は未記入でも構いません、という添え書きをするなど、可能な範囲で柔軟な対応に努めるということといたしました。

今般、上程いたしました印鑑条例の一部改正につきましては、こういった事情のもと、条例上の性別記載条項を削除する目的であります。ほかにも同様な条例があれば、まとめて上程をする考えでありましたけれども、調査の結果、印鑑条例のみでありましたので、これは 9 月、12 月の定例会に引き続きとなりまして、3 回目の改正であります。まことに恐縮でありますけれども、今回、上程をさせていただくというものでございます。

では、改正内容につきましてご説明申し上げます。議案書の 3 ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。この中で第 6 条、登録事項について、印鑑登録原票に登録すべき事項から第 5 号の性別を削除します。第 11 条、印鑑登録証明書の記載事項中、第 3 号の性別を削除するものであります。

議案書の 1 ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行したいとするものであります。

以上、第 18 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 18 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 19 号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 19 号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。大規模災害の被災者に対しまして、平成 10 年に被災者生活再建支援法が制定されましたが、それ以前は、多くの被災者の方は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金——災害時の融資制度に頼って生活を再建することを余儀なくされておりました。この被災者生活再建支援法制定以前の災害について、災害援護資金の貸し付けを受けた方々が置かれている状況等を鑑み、現行の貸し付け制度の不備を是正するため、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われたことから、これに伴い、関連する南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を行うものであります。

3 ページをごらんいただきたいと思っております。新旧対照表になります。第 15 条第 3 項について、条文中の文言の並びかえ及び引用している法及び施行令の一部改正に伴う条ずれ等について改正を行うものであります。法第 13 条では、償還金を支払うことが困難である場合は、支払い猶予が可能であることを明確化した条文を追加し、法第 14 条第 1 項では、償還免除の対象範囲について、破産の場合は、死亡・重度障害と同様に償還免除の特例を拡大することを加え、法第 16 条では、支払い猶予、償還免除を行うときは、貸し付けを受けた者またはその保証人の収入または資産の状況について報告を求めることができることを加え、施行令第 8 条では一時償還を、第 9 条では違約金を、第 12 条では、償還金の支払い猶予について規定したものでございます。

1 ページに戻っていただきます。附則としまして、この条例は、公布の日から施行したいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 19 号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 20 号議案 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 20 号議案 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関連する 3 つの条例の一部改正を行いたいものでございます。

内容は、地方自治法第 243 条の 2 として新たに、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条が加わるため、現行の第 243 条の 2 の職員の賠償責任が 1 条繰り下がり第 243 条の 2 の 2 となるため、この条項を引用している、南魚沼市監査委員条例、南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例について一部改正が必要となったものです。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。第 1 条関係は、南魚沼市監査委員条例の一部改正で、下線部のとおり、現行、第 243 条の 2 を改正案のとおり第 243 条の 2 の 2 とするものです。なお、次の下線部、現行の第 199 条第 6 項を改正案では法第 199 条第 6 項とするものは、法令の引用ルールに基づく文言整理でございます。

下の表、第 2 条関係は、南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、第 1 条と同様に下線部のとおり、第 243 条の 2 第 8 項を第 243 条の 2 の 2 第 8 項に改正するもので、めくっていただきまして 4 ページ、第 3 条関係は、南魚沼市病院事業の設置

等に関する条例の一部改正と同様に、第 243 条の 2 第 8 項を第 243 条の 2 の 2 第 8 項に改正するものでございます。

1 ページに戻っていただき、附則として、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するの
したいものでございます。

以上で第 20 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 20 号議案 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 21 号議案 南魚沼市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 21 号議案 南魚沼市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和 2 年 4 月 1 日から導入される会計年度任用職員制度において、会計年度任用職員は、サービスの宣誓を含めた地方公務員法上のサービスの各規程が適用となります。

さらに、国からは会計年度任用職員について、制度導入前の任用形態や任用手続きがさまざまであることに鑑みれば、地方公務員法第 31 条の規定に基づくサービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいとの考え方と条例の改正（案）が示されております。これを受けて、条例の一部改正を行いたいものです。

めくっていただきまして 3 ページの新旧対照表をお願いいたします。左側改正案の下線部のとおり、第 2 条第 2 項として、「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをするこ

とができる。」という文言を加えるものです。

1 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしたいものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これだけではちょっと内容がわからないので、例えばと。一般職、幾つかの職種について、もう 4 月 1 日から宣誓するわけでありますので、例えば保育職だったらどうか、あるいは一般職だったらどういう宣誓が変わるのだとかというのを例示できますか。

○議 長 総務課長。

○総務課長 我々、地方公務員は、地方公務員法第 31 条でサービスの宣誓というのがあります。条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならない。条例では第 2 条なのですが、新たに職員となったものは任命権者の面前において宣誓書類に署名をしてからでないと職務を行ってはならないという定めがありますので、新採用になった職員は辞令交付式で個々の職員が 1 人ずつ宣誓書に署名しまして、代表がそこを読んで市長に渡すというようになっています。

一般職、保育士は全部同じ宣誓書になっています。消防職員だけは様式が違います。という流れになっておるのですが、会計年度任用職員も来年度からはそのとおりになるのですが、今回、地方自治法の改正で、条例で別に定めることができるということになりましたので、会計年度任用職員は、今度、一斉に 500 人程度採用になるわけですが、それがいわゆる今いる臨時職員が全部宣誓書に署名して上級職員の前で渡すということは物理的に不可能なところもあるので、別に定めるようになったというのが今回の改正でございます。

では、具体的にどうするかということですが、会計年度任用職員についても、任用通知と一緒に別の様式を定めて、それを所属長に提出するというところで、それで足りるというふうにしたいと思い、今そちらのほうの取り扱い基本要綱を定めているところでございます。

以上です。

○議 長 質疑を……

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こうして示されても、実際わからないから聞いているのですけれども。例えば任命権者にとか、採用者にとかという形である。それを今度、今現在でも臨時職員が多いから、その数を全て、では任命権者がということは、市長だと思えるのですけれどもそれが不可能だからということであれば、職場の長、要するに課長とか部長とか、そういった形でそこに提出することができるという感じでいけないのかなと私は思ったことと、もう一点は

……

○議 長 今そういう説明をしたのです。

○岡村雅夫君 もう一点は、どういった内容に——内容は変わらないというような感じなのかどうか。そこをひとつお聞きします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、前段です。提出する相手ですが、岡村議員がおっしゃったように所属長に提出することで足りるようにしたいと考えています。宣誓の内容については、一般職と同様です。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 21 号議案 南魚沼市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 22 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 22 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案は、期末手当につきまして、昨年 11 月 22 日に公布された国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、国家公務員の特別職の期末手当が年 0.05 月引き上げられたことから、これに倣って引き上げを行いたいものでございます。

めくっていただきまして 3 ページの新旧対照表をお願いいたします。下線部のとおり、第 5 条第 2 項中、6 月に支給する期末手当を 100 分の 165 から 100 分の 167.5 に、12 月に支給する期末手当も同じく 100 分の 165 から 100 分の 167.5 としたいものです。これにより、合計はこれまでの年 3.30 月から年 3.35 月へ引き上げとなります。期末手当の引き上げによる影響額については、あわせて年間 39 万円ほどになると試算をしております。

1 ページに戻っていただき、附則として、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行すると

したいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第22号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加いたします。

今回の条例改正が、国の特別職の報酬改定に倣って0.025か月分アップということであり、私はそもそも国の決定に従う必要があるのか、必要がないのではないかと考えています。あくまで議員は市民の代表であるわけで、市民の理解と納得を得る必要があるのではないのでしょうか。

今、一般市民の置かれている状況はいかがでしょうか。昨年10月の消費税増税による個人消費の落ち込みはいまだに回復していません。その上、この冬の異常少雪で大変な思いをしている市民の方がたくさんおられます。そこにさらに追い打ちをかけるように今回の新型コロナウイルスの問題です。観光産業にかかわる人たちもダブルパンチ、トリプルパンチの状況ではないでしょうか。また、年金者はマクロ経済スライドによって実質的な年金の目減りが続いている上に、社会保険料の上昇によって手取り額は減る一方です。そしてまたサラリーマンの給与も決して上昇しているわけではありません。

そんな中で議員報酬を上げる必要があるのでしょうか。年間ではわずかな額かもしれませんが、昨年も同額の引き上げを行っています。また、市の財政状況も決してよいわけではありません。

こうした点を考慮するならば、今回の提案は議会として否決すべきものと考えます。議員の皆さんの賢明な判断をお願いして、第22号議案に対する反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 22 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、本日の会議時間は日程第 17、第 24 号議案までとしたいのですが、あらかじめ延長をいたします。

○議 長 日程第 16、第 23 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 23 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案も、さきの第 22 号議案と同様に、期末手当につきまして、国家公務員の特別職の期末手当が年 0.05 月引き上げられたことから、これに倣って引き上げを行いたいこと、加えて、令和 2 年 3 月 31 日をもって市内 7 つの公民館分館の主催事業が、各地域づくり協議会の地域コミュニティ活性化事業に移行されることに伴い、各分館長の任期満了をもって、市内分館の廃止並びに分館長を廃止したいこと、以上の 2 点について、条例の一部改正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして 3 ページ、新旧対照表をごらんください。下線部のとおり、第 2 条第 3 項中、右側現行の率であります 100 分の 165 を左側改正案のとおり 100 分の 167.5 にしたいものです。これにより、合計はこれまでの年 3.30 月から年 3.35 月へ引き上げとなります。なお、この引き上げによる影響額については、あわせて年間 12 万円ほどになると試算をしております。

下の表、第 4 条関係、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の別表第 2 でございます。この下線部のとおり、公民館分館長の項を削除したいものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則第 1 項として、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしたいもので、第 2 項では、特別職である病院事業管理者についても同様に、これまでの年 3.30 月から年 3.35 月へ引き上げとしたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 23 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 24 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 24 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市民病院医師の宿日直手当と、級別職務分類表の 2 つを改正したいものでございます。1 点目、医師につきましても、働き方改革を推進するためには勤務環境の改善が必要となっておりますが、医師確保が難しい現状では容易ではありません。このため、まず処遇改善策として近隣病院の状況を比較検討した上で、宿日直手当を改正したいものでございます。

また、級別職務分類表の改正では、大きく 4 点あり、1 点目は、その職責を考え、議会事務局局長と会計管理者については、6 級とすること。2 点目は、議会事務局に事務局長を補佐する局次長を置き、事務局体制の強化を図ること。3 点目は、南魚沼市包括支援センター長は、保健師、看護師等が対象の医療職給料表（3）の職員と規定しておりますが、今後は、一般行政職がつくことを可能にするための追加。4 点目は、さらに、副包括支援センター長の職務を設け、一般行政職、保健師、看護師等がつくことを可能にする追加で、3 点目と 4 点目については、今後の人員配置に柔軟性を持たせるための内容となっております。

めくっていただきまして 3 ページの新旧対照表をお願いします。第 16 条の 2 は、宿日直手当についての規定ですが、右側現行の 3 行目、下線部のとおり、南魚沼市民病院医師の宿日直勤務にあつては 3 万円を、左側改正案のとおり 5 万円に、下から 3 行目、半日勤務に引き続き宿日直勤務を行う場合には、下線部のとおり現行の 4 万 5,000 円を、改正案のとおり 7 万 5,000 円にしたいものです。

めくっていただきまして4ページをお願いいたします。最初の表は、級別職務分類表の(1)行政職給料表(1)、いわゆる一般行政職であります。下線部のとおり4級の、「及び支援センター長」を「、支援センター長、包括支援センター長及び副包括支援センター長」に、5級の3項中「会計管理者」を「議会事務局次長」に、6級の現行の2項を4項とし、2項を会計管理者の職務、3項を議会事務局長の職務とし、次の表は、主に保健師、看護師が対象の医療職給料表(3)ですが、5級2項に、「、副包括支援センター長」を追加するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するのとしたいものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第24号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。次の本会議は、3月9日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後5時04分〕